悪質商法から高齢者を守る **なごや見守り情報 第10号**



「カニを送りつけられて困った」という相談が増えています。

事 例

84歳の母が「2日前にカニを代引きで配達すると電話があった」と言う。

母は注文はしなかったようだが、「カニを配達している。送料は無料だ」といわれたらしい。 断ろうと思うが、業者名や電話番号がわからない。もし、母の家にカニが届けられたら、どのように対処したらよいか。

アドバイス



問題点

突然電話がかかってきて、「カニが好きですか?」「お届けものがある」などの問いに「はい」と答えると、あいまいなやり取りに乗じて、一方的にカニを送りつけてくる手口です。その後、送られてきた商品を消費者は受け取ってしまい、お金を払ってしまうことが問題です。





カニを買うことに承諾をしていないので、契約は成立していません。受け取る必要も、代金を支払う必要もありません。

〇電話口のやりとりで被害は防げます。

必要なければ、きっぱり「いらない」と断る。

- 〇カニが一方的に送りつけられてきても 受け取らない。
- 〇代金を絶対に支払わない。

困ったときは、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平 日 TEL052—222—9671

土・日 TEL052—222-9690 ·祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)